

公立大学法人金沢美術工芸大学第3期中期計画

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 学部教育の充実

- (ア) 学部の教育課程編成・実施方針に基づく教育課程を編成し、これに相応しい教育を実施する。
- (イ) 一般教育科目においては持続可能な社会の実現に向けた取り組みを含む汎用的能力を培う教育を実践し、専門教育科目のうち基礎科目においては多様な表現力と思考力を養う教育を実践する。
- (ウ) 専門教育科目のうち専攻科目においては、専門的な芸術の理論、技術及びその応用の教育を実践する。

イ 大学院教育の改革

- (ア) 大学院の教育課程編成・実施方針に基づく教育課程を編成し、これに相応しい教育を実施する。
- (イ) 芸術に関する高度な理論、技術及びその応用の教育を実践するとともに、領域横断的な教育環境の創出、修士課程と博士後期課程の一貫した研究指導体制の確立に取り組む。

ウ 成績評価

- (ア) 学部及び大学院の学位授与方針に基づき、成績評価基準に沿った適切な成績評価を行うとともに、カリキュラム・マップを通じた学習目標の体系的な可視化とポートフォリオ等を通じた目標到達度の可視化によって、学生及び教職員が学習・教育の成果の把握と改善に努め、教育の質を保証する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 教育環境・学習環境の整備

- (ア) キャンパス移転に伴い、教務システムのオンライン化、大規模な共通工房の開設、憩いの場としての学生共用スペースの充実等、教育環境・学習環境の整備に努め、必要に応じて更新・向上を図る。

イ 教員の適正配置

- (ア) キャンパス移転を踏まえた専攻・コースの新設、共通教育の充実等、教育組織の改編・改革を実施し、併せて教員の適正配置、定数管理を行う。
また、大学院指導教員資格基準に基づく資格審査を計画的に実施する。

ウ 教員の資質能力の向上

- (ア) 合評会や研究発表、ピアレビュー等の教員による授業評価を実施する。
- (イ) 学生による授業アンケートに基づく教員の授業改善計画書を作成、公開し、授業改善を推進する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習支援体制の整備

- (ア) 授業科目の履修に関する総合的な相談・支援体制を検証し、さらなる活用を進める。
- (イ) 授業科目以外の課外、学外の活動に関する支援体制を検証し、充実を図る。

イ 生活支援の充実

- (ア) 学生のメンタルヘルス、合理的配慮等について、全学的な啓発・相談・支援体制を検証し、さらなる活用を進める。
- (イ) キャンパス・ハラスメントに関する学生への教育と教職員の研修を行うとともに、防止体制を検証し、発生防止を徹底する。
- (ウ) 大学独自の奨学金制度や学生顕彰制度を充実させ、効果的な学生支援を推進する。
- (エ) 学生代表と学生支援委員会教員等との意見交換を行い、学生支援の総合的な充実に役立てる。

ウ キャリア支援の充実

- (ア) 全学的な進路支援、個別指導等、学生のキャリア支援に関する総合的な体制の整備を図る。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

ア 入学者選抜

- (ア) 入学試験と入学者受入方針の整合性がとれていることを確認するとともに、入学者選抜の結果を総合的に検証し、必要に応じて適切な改善を行う。
- (イ) 入試広報について総合的、多角的に調査研究し、学生募集に関する広報活動を積極的かつ計画的に実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究内容等に関する目標を達成するための措置

ア 高度で多様な研究の推進と地域研究への取り組み

(ア) 美術系単科大学である本学の特色を活かし、美術・デザイン・工芸を専門とした高度で多様な研究を推進する。

(イ) 金沢をはじめとする地域文化について、工芸の継承と発展など本学独自の視点による調査・研究に取り組む。

イ 研究成果の積極的な発信

(ア) 本学が取り組む研究の成果を蓄積し、積極的な発信に努める。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 実施体制等の研究基盤の強化

(ア) 美術工芸研究所の運営体制等の整備・検証に努め、研究基盤の強化を図る。

(イ) 教員研究費の制度を計画的に検証し、若手教員の育成、高度な研究や特色ある研究等に対する研究費の効果的な配分を行う。

イ 研究方法や内容等の評価

(ア) 研究の質の向上に資するため、研究方法、内容、成果に対する点検・評価を行う。

3 社会との連携に関する目標を達成するための措置

ア 社会との連携及び研究成果の還元

(ア) 歴史文化都市として、様々な地域資源を有する金沢市に加え、珠洲市をはじめとする他の自治体との連携を通して、教育研究成果を社会に還元することにより、地域文化の発展に貢献する。

(イ) 本学の知的資源を活かして、企業等からの受託研究・共同研究について、教育的に有効なものを実施し、様々な分野の産業の発展に貢献する。

(ウ) 隣接する県立図書館、他大学や研究機関、美術館等との連携を推進する。

(エ) 小中学校、高等学校と連携し、芸術関連の教育と啓発活動を実施する。

(オ) 本学の特色ある研究を活かし、市民に向けたアートイベントや公開講座を開催する。

(カ) 社会連携の実施体制を検証するとともに、その成果を積極的に広報し、連携事業の充実に努める。

イ 社会連携事業の教育への活用

(ア) 各科・専攻等の特性に応じた実践的な能力を身につけるため、社会連携事業を活用した特色ある教育を推進する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) 国際化に関する目標を達成するための措置

ア 国際交流の機会の拡大

(ア) 海外の交流協定校との間で学生の派遣・受入を行い、国際的な視野を持った人材を育成する。また、協定校を拡充し、教育・研究における国際交流を積極的に推進する。

(イ) 留学生（大学院における外国人の研究生を含む）の受入体制、教育体制等の検証を行うとともに、オンラインによる海外作家講演会等を活用した対外的な関係構築を図り、国際化に向けた学習環境の整備に努める。

(2) デジタル化に関する目標を達成するための措置

ア デジタル化に対応した環境整備と人材育成

(ア) 新キャンパスにおいて、デジタル化に対応した教育環境・学習環境や研究環境を整備することで、大学全体のDX化に努める。

(イ) 各科・専攻等の教育において、専門分野にデジタル技術を活用できる人材の育成を推進する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

ア 柔軟で機動的な組織運営の構築

(ア) 理事長（学長）を補佐する体制の確立等、ガバナンス体制の充実に努めるとともに、理事会、経営審議会、教育研究審議会の連携を密にし、柔軟で機動的な組織運営に努める。

(イ) 自主的かつ自律的な大学運営を行うため、教授会、研究科委員会等を通じて、教職員間の円滑な情報共有を推進する。

2 人事制度の改善に関する目標を達成するための措置

ア 教職員の評価活動と研修機会の充実

(ア) 教職員の資質能力の向上を目的として、教育、研究、及び大学運営に関する評価活動に取り組むとともに、効果的で多様な研修等を実施する。

(イ) 人材の多様性の確保を念頭に置いた教職員の採用・昇任を行い、大学運営全体の質の向上を見据えた人事制度を推進する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

ア 事務の効率化

(ア) 持続可能な社会の実現に向けた取り組みを踏まえ、事務処理等の効率化・合理化を進めるとともに、検証、改善を行い、デジタル化への対応をはじめとする労働環境の整備を図る。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の確保・拡大に関する目標を達成するための措置

ア 外部資金の積極的導入

(ア) 外部研究資金に関する幅広い情報提供に努めるとともに、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）等の競争的資金の獲得に取り組む。

(イ) 大学の特性を生かし、受託研究や共同研究における企業等からの資金、及び寄附金等の確保・拡大に取り組む。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の適正化に関する目標を達成するための措置

ア 教職員等の適正な採用・配置

(ア) 教育研究水準の維持・向上に配慮しつつ、定数管理に努め、適正な教職員等の採用・配置を進める。

(2) 人件費以外の経費の効率化に関する目標を達成するための措置

ア 効率的な予算執行

- (ア) 管理的経費の効率的、効果的な執行に努める。
- (イ) 物品や備品の調達方法の改善を図り、効率的な予算執行を進める。

3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

ア 適正な資産管理

- (ア) 資金計画に基づき、効率的かつ安全確実な資金運用を行う。
- (イ) 大学が所有する芸術資料について、新キャンパスの美術館やホームページで公開するとともに、貸出し等学外での有益な活用を図る。
- (ウ) 大学施設について、大学の教育研究活動に支障がない範囲で、学外者への有償貸付け等を行う。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

ア 自己点検・評価の実施による改善

- (ア) 大学認証評価や法人評価の結果をホームページ等で適切に公開する。
- (イ) 恒常的かつ循環的な自己点検・評価を実施するとともに、大学認証評価や法人評価等に基づく大学運営の改善を図り、内部質保証の実質化に努める。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

ア 情報公開・発信等の充実

- (ア) 公立大学として、社会に対する説明責任を果たすため、ホームページ等における法人情報の適切な公表に努める。
- (イ) キャンパス移転を踏まえ、広報の実施体制を整備し、広報活動を強化する。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 キャンパス移転に関する目標を達成するための措置

ア キャンパス移転の実施及び新キャンパスの大学運営

- (ア) 大学運営に支障のない円滑で効率的なキャンパス移転を着実にを行い、各専

攻等における教育・研究等を適切に実施するとともに、共通工房をはじめとする共通施設の効果的な運用を図る。

(イ) 新キャンパスのコンセプト「開かれた美の探求と創造のコミュニティ」に基づき、地域や社会に開かれた大学運営を推進する。

2 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

ア 施設設備の計画管理等

(ア) 新キャンパスへの円滑な移行を念頭に、計画的な施設整備を実施する。

(イ) 移転後も常時、教育研究環境を検証し、維持向上に努めるとともに、学内規則に基づく有効活用を図る。

3 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置

ア 成美会、同窓会等との連携

(ア) 成美会や同窓会等と定期的な意見交換を行い、実効的な役割分担と連携活動を図ることにより、学外からの支援体制の充実を図る。

4 安全管理に関する目標を達成するための措置

ア 危機管理体制の充実・強化及び環境への配慮

(ア) 危機管理体制の明確化を図る。

(イ) 安全衛生管理体制に基づき、災害、事故、犯罪の未然防止、感染症対策等に努め、教育研究環境の保全を図るとともに、実施体制を検証する。

5 人権擁護及び法令遵守に関する目標を達成するための措置

ア 人権の尊重と法令遵守の徹底

(ア) 教職員の倫理意識の啓発や人権侵害等の防止を図るための研修等を実施する。

(イ) 知的財産に関する方針に従い、適切な管理・運用に努める。

(ウ) 研究倫理に係る諸規定の遵守を図り、不正防止に努める。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

令和4年度～令和9年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,486
授業料等収入	2,739
受託研究等収入及び寄附金	128
その他収入	38
目的積立金等取崩	100
計	8,491
支出	
人件費	5,594
教育研究費	1,403
受託研究費等及び寄附金事業費	128
一般管理費	1,366
計	8,491

《参考》

【人件費の見積り】

中期計画期間中、総額 5,594 百万円を支出する。

（注1）人件費の見積りについては、令和4年度当初の人件費見積り額を踏まえ試算している。

（注2）退職手当については、公立大学法人金沢美術工芸大学が定める規程に基づき所要額を支給するが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

2 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	8,720
経常収益	8,620
運営費交付金収益	5,426
授業料等収益	2,915
受託研究等収益	128
資産見返負債戻入	113
雑益	38
目的積立金取崩	100
臨時利益	0
費用の部	8,720
経常費用	8,720
業務費	7,204
教育研究費	1,482
受託研究費等	128
人件費	5,594
一般管理費	1,344
減価償却費	172
臨時損失	0

3 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,600
業務活動による支出	8,372
投資活動による支出	60
財務活動による支出	59
次期中期目標期間への繰越金	109
資金収入	8,600
業務活動による収入	8,391
運営費交付金収入	5,486
授業料等収入	2,739
受託研究等収入	128
その他収入	38
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	209

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れをすることが想定される。

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第10 金沢市の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

第5の1「キャンパス移転に関する目標を達成するための措置」及び第5の2「施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

2 人事に関する計画

第2の2「人事制度の改善に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。